

様式第1号

釜石市特定市営建設工事参加資格審査申請書

令和5年6月 日

釜石市長 野田 武則 様

共同企業体名称

特定建設工事共同企業体

代表者 所在地
商号又は名称

構成員 所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

釜石市新市庁舎建設（〇〇設備）工事の競争入札に参加したいので、関係書類を添えて釜石市特定市営建設工事参加資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 構成員の名称等

構成員の名称	許可を受けている建設業			市営建設工事に係る区分及び等級
	許可番号	許可年月日	許可業種	

注：企業数に応じて、申請人記名押印欄を減じて使用すること。

配置予定技術者等申告書

共同企業体名	
--------	--

配置技術者の 会社名、従事役割 及び氏名	従事役割 ※何れかに○	現場代理人 ・ 現場代理人と監理技術者を兼務
	会社名	配置技術者所属企業名
	氏名	役職等、氏名 ㊟
法令による 資格・免許	(資格、免許名、登録番号)	
申告時における 他工事の従事状況		

配置技術者の 会社名、従事役割 及び氏名	従事役割	監理技術者
	会社名	配置技術者所属企業名
	氏名	役職等、氏名 ㊟
法令による 資格・免許	(資格、免許名、登録番号)	
申告時における 他工事の従事状況		

配置技術者の 会社名、従事役割 及び氏名	従事役割	監理技術者
	会社名	配置技術者所属企業名
	氏名	役職等、氏名 ㊟
法令による 資格・免許	(資格、免許名、登録番号)	
申告時における 他工事の従事状況		

配置技術者の 会社名、従事役割 及び氏名	従事役割	監理技術者
	会社名	配置技術者所属企業名
	氏名	役職等、氏名 ㊟
法令による 資格・免許	(資格、免許名、登録番号)	
申告時における 他工事の従事状況		

様式第3号

経 歴 書

本 籍 地
現 住 所
氏 名
生年月日

最終学歴：.....

工事経歴：.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

令和5年6月 日

上記のとおり相違ありません

氏名

印

様式第4号

釜石市長 野田 武則 様

承 諾 書

私たち、〇〇〇〇〇〇特定建設工事共同企業体は、釜石市新市庁舎建設（●●設備）工事を受注の暁には、作業員の確保、資材や事務用品の調達などを優先的に釜石市内業者から行い、地域経済の活性化に可能な限り配慮することを承諾いたします。

令和5年6月〇〇日

共同企業体名称

特定建設工事共同企業体

代表者 所在地

商号又は名称

構成員 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

- 注
- ・企業数に応じて、記名押印欄を減じて使用すること。
 - ・この承諾書は、「釜石市地元企業優先発注に係る実施方針」に基づき地元企業への優先発注について配慮いただくために提出いただくものです。

令和 5 年 6 月 日

釜石市長 野田 武則 様

住所

商号又は名称 共同企業体名

代表者職氏名

㊞

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

私は、釜石市が釜石市暴力団排除条例（平成 27 年釜石市条例第 37 号。以下「条例」という。）に基づき、市営建設工事または建設関連業務委託の発注により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、釜石市から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。
- 3 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、本誓約書、市営建設工事または建設関連業務委託の競争入札参加資格に係る審査申請書その他の書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供することに同意します。
- 4 私は、岩手県警察本部からの通知又は釜石市からの照会に対する岩手県警察本部からの回答により、本誓約書 1 に該当することが確認された場合、市営建設工事または建設関連業務委託に係る競争入札参加資格の不認定その他の排除措置に従います。
- 5 私は、市営建設工事または建設関連業務委託に係る競争入札参加資格の不認定その他の排除措置を受けた場合、釜石市が住所又は所在地、氏名又は名称並びに排除措置理由及び内容を釜石市公式ホームページへの掲載その他の方法により公表することに同意します。

質問書(入札参加資格審査関係)

入札参加資格審査関係について下記のとおり質問します。

共同企業体名等	●●特定建設工事共同企業体 もしくは (株) ▲▲▲ 等
担当者	所属企業、氏名
TEL/FAX	
メールアドレス	

NO	PDF頁	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

(注意事項)

- ① 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。
- ② 質問は、応募要領に記載のある期間内に、電子メールで事務局へ提出して下さい。
(E-mail : tyousya@city.kamaishi.iwate.jp)
- ③ 質問内容は、1セルに1項目入力してください。行の高さ変更等は可とします。
- ④ 質問数が多い場合は、シートを増やしてご利用下さい。

質問書(設計図書)

設計図書について下記のとおり質問します。

共同企業体名	
担当者	所属企業、氏名
TEL/FAX	
メールアドレス	

NO	資料名	PDF頁	図番等	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14	(記載例) 設計書	(例) 8	(例) 8	
15	(記載例) 図面	(例) 7	(例) E-006	

(注意事項)

- ① 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。
- ② 質問は、応募要領に記載のある期間内に、電子メールで事務局へ提出して下さい。
(E-mail : tyousya@city.kamaishi.iwate.jp)
- ③ 記載例 (No14, 15) のように、どのページに対しての質問であるかを明確にしてください。
- ④ 質問内容は、1セルに1項目入力してください。行の高さ変更等は可とします。
- ⑤ 質問数が多い場合は、シートを増やしてご利用下さい。

特定建設工事共同企業体協定書（例文）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一 釜石市発注に係る次の特定市営建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

ア 工事名 釜石市新市庁舎建設（〇〇設備）工事

イ 工事場所 釜石市天神町5番20号（地番：天神町33番1）

二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を釜石市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇〇〇号 に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和5年6月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後6ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

釜石市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇建設株式会社

釜石市△△町△丁目△△番△△号

△△建設株式会社

釜石市□□町□丁目□□番□□号

□□建設株式会社

（便宜上社名のみ記載例としているが、支店や営業所の場合は、釜石支店や釜石営業所とすること）（第6条、第8条についても同様）

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%
△△建設株式会社 △△%
□□建設株式会社 △△%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和5年6月〇〇日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

(便宜上、代表取締役と記載しているが、釜石支店や釜石営業所の場合は、支店長名や所長名とすること)